別表国税庁の部内部部局の項中「広報広聴官」及び「主任税務相談官」を削り、「課長補佐（総括）　課長補佐（管理）」を「主任税務相談官」に、「税理士監理室長」を「税理士監理室長　広報広聴室長　情報技術室長　法人番号管理室長　消費税軽減税率制度対応室長　課長補佐（総括）　課長補佐（管理）」に改め、「情報技術室長　法人番号管理室長」を削り、同部国税局の項中「営繕監理官」を「営繕監理官　総括税務相談官」に改め、同部沖縄国税事務所の項中「税務相談室長　統括国税徴収官」を「統括国税徴収官　総括税務相談官」に改める。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「情報政策・政策評価審議官　サイバーセキュリティ・情報化審議官」に改め、「統計企画調整室長　審査解析室長　保健統計室長　社会統計室長　世帯統計室長　賃金福祉統計室長」及び「労働紛争処理業務室長」を削り、「主任中央労働基準監察監督官」を「主任中央労働基準監察監督官　労働紛争処理業務室長」に、「首席年金数理官　調査室長」を「首席年金数理官　システム室長」に、「システム室長」を「調査室長」に、「社会保障財政企画官」を「社会保障財政企画官　統計企画調整官　審査解析官　保健統計官　社会統計官　世帯統計官　賃金福祉統計官　情報システム管理官」に、「地方厚生局管理室長」を「地方厚生局管理室長」に改め、「、保健統計室長、社会統計室長、世帯統計室長、賃金福祉統計室長」及び「、情報システム管理室長」を削り、「又は政策統括官付参事官室長」を「、政策統括官付参事官室長、統計・情報総務室長、人口動態・保健社会統計室長、保健統計室長、社会統計室長、世帯統計室長、雇用・賃金福祉統計室長、賃金福祉統計室長又は情報システム管理室長」に、「政策統括官付労政担当参事官室」を「統計・情報総務室」に、「職員管理専門官　管理専門官」を「職員管理専門官」に、「人事調整専門官」を「人事調整専門官　管理専門官」に改める。

別表農林水産省の部内部部局の項中「食品安全技術室長」を「食品安全技術室長　国際基準室長」に改める。

別表経済産業省の部内部部局の項中「アフリカ地域企画官」及び「安全保障貿易検査官室長」を削る。

別表資源エネルギー庁の部内部部局の項中「再生可能エネルギー推進室長」を削り、「原子力発電立地企画官」を「原子力発電立地企画官　放射性廃棄物対策企画官」に改める。

別表備考第一項中「平成二十八年五月三十一日」を「平成二十八年八月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。